

前橋地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時 平成19年12月17日（月）13：30～15：45

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

赤石あゆ子，飯野眞幸，大澤克博，大橋寛明，大橋慶人，北村幸雄，久我泰博，倉田恵美子，小林敬子，鈴木勲，染谷典久，高橋勉，宮崎かおる，山口幸男，吉田博視

（事務局担当者）

事務局長栗田昭彦，民事首席書記官平澤憲雄，刑事首席書記官舩戸良和，総務課長助川政浩，総務課課長補佐押田美由貴

4 議事

意見交換等（テーマ「裁判員制度～裁判員選任手続を中心として～」）

5 議事経過

意見交換に先立ち，委員会事務局から裁判員選任手続の概要について説明を行った。

（委員長）

候補者名簿を作成し，名簿登載者に通知と調査票を送る段階の手続について，意見をお聞かせ願いたい。

（委員）

調査票を期間内に提出しなかった場合，罰則とか，催促は一切ないのか。また，調査票を出さなかったときは，名簿から削られず，実際に（事件毎の）対応になったときに改めてそれを確認するということか。

（委員）

罰則，催促はない。出さなければ具体的な事件で選ばれた場合に呼出状が行くということになる。例えば，国会議員であるという調査票が出された場合は，呼出状を送らない手続をとるが，回答がなければ呼出状を送ることになる。

（委員）

裁判員になりたくないと思う人は，送らないという選択をする人がかなりいると思うが，そのフォローをしなくていいのか。出さなくても名簿から漏れることはないということを示して送付すべきではないか。

（委員長）

調査票には，裁判員になることができない場合等の事由のいずれにも当てはまらない方は提出する必要はない旨記載する予定である。回答すべきことがある人だけ回答していただいて，何も無い方は無回答で結構ですが，お務めいただけるものと予定していますという趣旨になる。

（委員）

調査票に当てはまらない方は提出する必要がないということ。「裁判員候補者名簿登載の

お知らせ」(以下「お知らせ」という。)に1行で独立した形で出すとわかりやすいと思う。

(委員長)

その記載によってお知らせを読まないで捨ててしまう人が出てくると困る。お知らせは目を通してもらいたいので、読んでもらうための工夫が必要だろう。

(委員)

生保会社から送付された不払い問題等の内容確認をしてもらいたい旨のはがきを見たときに、「はい」、「いいえ」にチェックをするのだが、いずれも「はい」の場合は返信は結構ですということが太字で書いてあり、非常に分かりやすかった。それは、文章の中にあっただが、該当しなければ返信は要らないということが書いてあると、はっきり分かる。

(委員長)

調査票に「提出していただく必要はありません」と太字やアンダーラインをして記載し、読みやすくするのはどうか。

(委員)

そのようにすると、分かるようになる。

(委員)

お知らせの文章に主語が入れ替わっていて分かりにくいところがある。若い人とか年配の方々に分かりやすい表現がいい。

(委員)

一番最初の段階で必ず見てもらえるようなことを考えていくべきである。その時期になるとマスコミで報道がいっぱいされるから、そのようなことはないと思うが、高齢者の方などは見るのも面倒くさくて、ほっとく場合も多いと思う。

(委員)

問い合わせ先として、東京にコールセンターが開設されるということであるが、前橋地方裁判所でも電話での質問等を受け付けるという姿勢か。

(委員長)

お知らせには、原則的な問い合わせ先はコールセンターである旨を記載するので、できる限りここにさせていただきたいと考えている。前橋地裁の電話番号も書くが、来年12月ごろに仮に7000人に通知が届いて、その半分ぐらいの人が電話をかけてきたとすると、12月は恐らく電話の対応だけで他の仕事はできないことになると思う。質問、疑問の大半はコールセンターで対応できる一般的な質問ではないかということでコールセンターに促すというのが原則である。

(委員)

実際に来るのは前橋地裁であり、できるだけ身近なところで聞きたいという心理と、電話料金は本人の負担になるということから東京に電話をかけるのだったら地元でというのが一般の心理だと思う。また、コールセンターだと全国一律にいろいろな人がかけてくるからつながらない印象がある。誘導措置をとったとしても前橋地裁に問い合わせをする人がかなり

いると思う。その辺の表現の仕方についてはきちんと覚悟を決めて検討をした方がいいと思う。

(委員)

東京については、フリーダイヤルにする措置が必要だと思う。

(委員)

フリーダイヤルにしたとしても地元にかける人が多いと思う。

(委員長)

問い合わせ先を太字にするくらいでは余り効果はないだろうということか。コールセンターは、通知が一斉に届いた直後にかなりの方から問い合わせがあることを想定していると思うが、そういう懸念があることは上級庁に伝えたい。(前橋地裁では)かかってくるものは拒まずということになると思うし、コールセンターで対応し切れない、現地でないと分からない問い合わせは回ってくると思う。一定の態勢はとらざるを得ないが、特別の人員を12月だけ増やすことはできず、電話の対応にかかり切りになると他の事件関係者に迷惑をかけることになるので非常に悩ましい。

(委員)

この種の通知は、届いてから3,4日は問い合わせの電話が集中すると思う。その期間は裁判所が電話の対応態勢を相当しっかりしておかなければいけない。

(委員長)

裁判所の電話が繋がりにくくなり、事件関係で裁判所に電話をかけても繋がらないことも予想される。12月だけ別に回線を確保するという必要かもしれない。しかし、コールセンターで足りる質問はそちらにさせていただいて、裁判所の事務に大きな支障を生じないように運営したいと考えている。

(委員)

振り込め詐欺が横行しており、裁判所からのお知らせ等について、郵便を受け取った人に信用してもらえるような文言、付記が必要である。

(委員)

問い合わせは電話だけではなく、インターネットで受け付けて対応してはどうか。また、問い合わせの内容を想定してウェブ上で分かりやすく順序立てて掲載してはどうか。

(委員長)

指摘の点は検討するとともに担当部署に伝えたい。

(委員)

調査票の回答要項に「疎明資料」という記載があるが、初めて聞いた。

(委員長)

疎明という言葉は、法律上は証明よりもう少し程度が低くてもいいという意味で、それらしいと分かる程度でいいという意味だが、確かにこの言葉遣いは検討の必要があると思う。

(委員)

疎明資料はという文言は要らない。裏付けとなる資料でいいのではないか。

(委員長)

次に、事件毎に選定された候補者を選び出して、その方々に呼出状と質問票を送る段階の手続について、意見をお聞かせ願いたい。

(委員)

模擬選任では30人くらいで1時間半もかかったわけだから、1度に50人、60人に裁判所に来てもらうということになると、時間のロスもあるので、5分毎に時間を切る等配慮が必要ではないか。

(委員)

最初に来た方は最後までいなければいけないのか。

(委員長)

6人適格者が出たらそこでやめるという方法もあり得るが、あとの人たちは、質問もないうちに終わってしまうことになる。

(委員)

そうすると、やはり1、2時間かかるということか。

(委員長)

例えば、質問票(当日用)を出してもらって、各人を部屋に呼び入れて聞く必要がある事項はできるだけ少なくする等のことも含めて、いかに質問時間を短くできるかを工夫しなければいけない。また、呼出状は50人に出したとしても、何人かはどうしてもその日都合がつかない等、実際に来ていただくのはもう少し少ない人数になるだろうと思う。

(委員)

仕事を理由とする辞退について詳しく説明してもらうことが、社会人にとって必要になると思う。それをおろそかにしてしまうと、裁判所、あるいは制度に対して不満が拡大することを危惧する。制度が広まっていく中で国民的な理解や批判が見えてくると思うが、当初は非常に混乱が予想される。特に全国一律にやるので、ある地方で認められたが、ここでは認めなかったというようなことがインターネット等を通じて分かり、混乱が深まるということもあるので慎重に考えてもらいたい。

(委員)

今、模擬選任手続をやっており、どの場合に辞退を認めるかという事例を集約している最中である。事情が同じなのに地域によって対応が違うということは避けるべきだろうと考えている。

(委員)

辞退理由は基本的には自己申告だから検証は不可能である。それを前提として、個別に丁寧、親切に対応するとともに、50人、100人を勘違いなくさばくという非常に相矛盾することをどうするか。これは色々想定しておいた方がいいと思う。

(委員)

辞退理由は、呼出状をもらう人からすると最大の関心事だと思う。法律の段階では具体的に絞った辞退理由しか認めていなかったと思うが、政令案が出たときにあいまいな表現のものが広がったという記事が出ていた。辞退理由は余り広げていくべきものではないし、いろいろな事情を考えていくと収拾不能になって裁判員制度の根幹にかかわる問題となると思う。

(委員長)

政令にゆだねられたのは法律の条文に基づいている。法律は、やむを得ない事由があり、裁判員あるいは裁判員候補者としてお務めいただけない、あるいは裁判所に出てきていただけない事由があると定めている。その具体例として政令が定められるということであり、大きな枠ははめられており、その中で解釈していくことになると思う。

(委員長)

次に公判期日に裁判所に出てきていただいて、選任手続をする段階の手続について、意見をお聞かせ願いたい。

(委員)

公判が午前中に入った場合、選任手続は前日になるのか。

(委員)

基本的には、午前中に選任をして、午後に公判を開くことになるが、大きな事件だと選任手続が午後に延びてしまうということもあると思う。

(委員長)

自白事件で物的証拠もきちんとあり、情状だけという、それも実刑か猶予かというようなこともなさそうなものであれば、午後の審理だけで終わって、評議もすぐ終わって判決まで行えるということもあるかもしれない。2日にわたるとしても、2日目もできるだけ早く終わりたいということを考えると、選任が終わったらすぐに公判を続けてやるということが原則になる。ただし、候補者を100人呼ばなければいけないというような事件の場合は、午前中だけで全部終わるとするのは難しくなると思うので、全員について質問しないで必要なところで打ち切って決めてしまうということもあるかもしれない。

(委員)

裁判の日数は3日をめどにしているようだが、それ以上かかる場合、裁判員の了解はどうするのか。

(委員長)

公判前整理手続を行い、裁判官、検察官、弁護人の3者で協議をして、どういう証拠調べをするかということ全部決めて、この事件は3日で終わる、4日かかるというスケジュールを立て、その日数を呼び出す際にお知らせする。もちろん、計画した日数であり、絶対にその期間で終わるとは限らないわけであるが、それで終わられるようにスケジュールがつくられる。

(委員)

裁判員には2日だと言っていたときに3日かかった場合に、3日目は出られませんという

事案が出た場合はどうするのか。

(委員)

補充裁判員を選んでおいて、本来の裁判員がどうしても駄目だという場合には、その中から選ぶということを考えている。

(委員)

有名なオウムの審理みたいに凶悪な事件の裁判というのは、相当長くかかっているが、裁判員について、特別な設定等があるのか。

(委員)

裁判員が危害を加えられるおそれが強いような事件の場合には裁判員裁判から外すという選択もある。そういうことがない場合は、補充裁判員を6人まで選んでやるしかない。

(委員)

裁判員6人のうち1,2人が交替するということは、人格が変わってしまうのではないか。

(委員長)

補充裁判員は、手続の冒頭で選んで一緒に法廷に入り、証拠調べ等も自分が裁判員になったつもりで全部見たり聞いたり、考えたりしていただく。最終的に裁判員に欠員が出なければ最後まで補充員であるが、途中で裁判員が欠ければ、その時点で裁判員に加わって9人のチームの一員になっていただくという制度になっている。

(委員)

質問票(当日用)の問いでいきなり犯罪の被害にあったことがあるか、他人と暴力を伴う喧嘩になったことがあるかと質問するのは、これを渡された者が何かなというような疑問を感じる気がする。国民に抵抗感がある制度なので、入り口についてはやわらかい表現でやった方が、精神的なプレッシャーにならないのではないか。

(委員長)

意見も踏まえて工夫をしたいと思う。

次回意見交換テーマについては、御提案があったので広報その他裁判所が取り組むべきこと、あるいは裁判所外との連携というようなことも含めて、もう一回裁判員制度のこと取り上げさせていただきたい。また、配布資料についての意見も伺うことにしたいが、いかがか。

(各委員異論なし)

以上